

調査実施者説明資料

審査メモ論点への回答（学校基本調査）

文部科学省 総合教育政策局 参事官（調査企画担当）

1 調査事項の変更

（変更内容）

① 特別支援学校卒業者の取扱いの明確化

（論点）

- 今回の変更により、他県所在の中学校等卒業者数及び過年度卒業者数の集計結果にどの程度の影響が生じると見込まれるか。令和8年度に実施した附帯調査の結果を踏まえつつ、整理いただきたい。

（回答）

附帯調査は現在審査中（公表予定は12月）ですが、いずれの項目の計上も、令和8年度調査における他県所在の中学校等卒業者数及び過年度卒業者数（いずれも現在審査中。公表予定は12月）に比して多くないため、資料2の図表1における入学者内数の集計時に合算しても、概ねの傾向が変わることはないと考えております。

(変更内容)

② 入学者内訳に係る一部項目の見直し

(論点)

- (a) 今回、削除しようとしている調査項目はどのような趣旨・目的で設けられたものか。現在どのような集計を行い、どのように利活用をしているのか。
特に、学校調査票（高等学校）に係る調査項目の削除については、前記①の調査事項との違い等についてもあわせて説明いただきたい。
- (b) これらの調査事項については、令和８年度に附帯調査を実施して特別支援学校の卒業者の実績を把握したものと承知しているところ、令和８年度の調査結果はどのようにして集計・公表を行うのか。
- (c) 令和８年度に附帯調査を実施する時点では本調査項目は継続して調査を行うことが想定されていたものとするが、なぜ、令和９年度調査のタイミングで調査項目から削除するのか。どのような状況の変化があったのか、説明いただきたい。また、これらの調査事項を削除した場合、統計利用にどのような影響が生じると考えられるか。

(回答)

(a) (高等学校調査票について)

平成元年度調査から「22 修業年限別生徒数及び入学状況」の項目を設けています。これは当時の学校教育法の改正により、定時制の修業年限が４年以上から３年以上に改正されたことを受け、定時制の課程の入学状況及び生徒数について修業年限別に把握するために設けたものです。その際に、入学者の内数として「他県所在の中学校卒業生」「過年度の中学校卒業生」についても前記①の「21 課程別学科別の生徒数及び入学状況」と同様に設けたものと考えられます。

また、平成５年３月の単位制高等学校教育規程等の一部改正により、全日制課程においても「単位制による教育課程」を設けることが可能となり、単位制課程を置く高等学校が増加傾向にあった平成９年度から「22 修業年限別生徒数及び入学状況」に「全日制的課程のうち単位制による課程」を追加しました。

全日制又は定時制全体の「他県所在の学校の卒業生」「過年度卒業生」については、前記①の「21 課程別学科別の生徒数及び入学状況」において調査しており、この結果については高校教育改革のうち、高等学校における全国募集や近隣県の生徒の受け入れ、再入学等の状況把握に用いています。しかしながら、内数としての単位制もしくは定時制の修業年

限別を把握する施策上の必要性はなく、利活用実績も確認できないことから削除するものです。

（各種学校調査票について）

当該項目については、昭和55年度調査から設けています。これは、高等学校新規卒業者の高等教育機関に準ずる各種学校の課程への入学状況を把握し、広義の高等教育機関への進学状況を把握するためであったと考えられます。しかしながら、現在は施策上の必要性がなく、利活用実績も確認できないことから削除するものです。

また、高等学校調査票及び各種学校調査票のいずれの削除予定項目についても、今回の調査計画の変更申請にあたり、集計結果を改めて確認したところ、長年にわたり公表していないことが判明しました。

このことには反省点があるものの、これまでの省内外からの問合せ記録を検索したところ、当該調査項目に関する問合せ等が確認できなかったことも踏まえ、今回の項目削除の申請に至りました。

(b) 附帯調査の集計結果は、令和8年度調査結果の確報の際に、高等学校及び各種学校それぞれ該当の統計表に注書きして、e-Statにおいて公表予定です。

(c) 附帯調査は、令和8年度調査の項目のうち、特別支援学校の取扱いに見直しの必要性のある項目について実施したものであり、調査項目の継続を前提にしたものではありません。

各項目の削除に係る施策上の影響については、上記(a)のとおりです。

文部科学省では、統計調査について不断に見直しを行うことにしており、令和8年3月からは「統計業務の質の向上に向けた専門家会議」（主査：椿広計氏）を開催し、有識者から意見を聴取しつつ、統計業務の質の一層の向上を図っています。この第2回会議で、学校基本調査の自己点検結果や改善方策等について意見聴取を行った際に、調査項目の追加も重要だが、削減により調査負担の軽減を進めることが必要であること等について意見をいただいたことも踏まえ、他調査と同様又は類似の調査項目、役割を終えた調査項目などについて、不断に見直しを行うことにしています。

この一環として、現在は施策上の必要性がなく、利活用実績が確認できない本項目を削除することにしました。

(変更内容)

③ 学校教育法等の改正を踏まえた「主務教諭」に係る項目の追加等

(論点)

- ・主務教諭という新しい職ができたことにともなう内訳項目の追加であり、報告者負担は大きくは変わらないとの認識でよい。
- また、主務教諭等の実績を把握することにより、結果をどのように利活用するのか御説明いただきたい。

(回答)

他の職と同様、発令された内容により回答できるため、報告者負担が大きく変わることはありません。

学校の教育活動（若手教員へのサポートや学校横断的な取組等）に関し、教職員間の総合的な調整を行う「主務教諭」に係る調査結果については、学校における働き方関連施策の検討材料とすることを想定しています。たとえば「教師を取り巻く環境整備に関する合意（令和6年12月24日 財務大臣、文部科学大臣）」において「中間段階（令和9年度以降）で、文部科学省・財務省両省で「働き方改革」や財源確保の状況を確認しながら、その後の教職調整額の引上げ方やメリハリ付け、その他のより有効な手段なども含めて真摯に検討・措置する」こととしており、この対応に係る利活用が考えられます。

(変更内容)

④ リスキリング及びリカレント教育施策の推進・効果検証のための項目の追加

(論点)

- (a) リスキリング及びリカレントについては、社会的にも認知されており、本調査においても、大学院生について把握され、教育施策としてもある程度定着していると拝察されるが、このタイミングで、調査対象を拡大する理由は何か。
- (b) 「社会人」とはどのような属性の者を想定しているのか。
- (c) 把握の対象としている「社会人」が、大学等に通学する理由としては、リスキリング及びリカレント教育を目的とする者に加え、教養・生涯学習等を目的とする者も含まれ得るが、政策的な活用を行う上で問題はないか。
- (d) 学生が「社会人」に該当するかどうかを、学生在籍名簿その他の学校が保有する情報により、適切に把握することは可能か。

(回答)

- (a) 文部科学省ではこれまで、研究を通じて蓄積された専門知や体系的な教育を提供できるという大学ならではの強みを、社会・産業界が求める人材・スキルと結びつけることで、社会全体の生涯学習の推進を図るとともに、地方創生や産業成長に向けて大学等におけるリ・スキリングプログラム開発支援を行ってきました。

また、令和8年7月に閣議決定された日本成長戦略において、17の戦略分野など成長分野のニーズに対応した人材育成を推進するためリ・スキリング支援等の取組を進める旨が提言され、「大学・専門学校等におけるリ・スキリング人口を、2030年までに、合わせて1年当たり60万人とする。」との目標設定がなされており、政府全体でこれまで以上にリ・スキリングを振興しようとしている中、施策の効果検証の一つとして、大学等における社会人学生数の把握が必要であると考えています。

- (b) 「社会人」の属性については、既に「学校調査票⑨大学院学生内訳票」において専攻別学生数の計の内訳に「社会人」の区分が設定済みであり、同様の定義とすることを想定しています。

- (c) リカレント教育は、キャリアチェンジを伴わずに現在の職務を遂行する上で求められ

る能力・スキルを追加的に身に付けること（アップスキリング）や、現在の職務の延長線上では身に付けることが困難な時代のニーズに即した能力・スキルを身に付けること（リ・スキリング）の双方を含むとともに、職業とは直接的には結びつかない技術や教養等に関する学び直しも含んだ広義の意味で使用されており（第11期生涯学習分科会における「議論の整理」より）、政策的な活用を行う上で問題はないと考えています。

- （d）既に他項目で「社会人」区分が設定されているほか、いくつかの大学にヒアリングを行い、すでに「社会人」の人数を把握していることが確認できたため、過大な報告負担とはならないと捉えています。

(変更内容)

⑤ 専修学校における外国人学生等及び卒業学校種の把握

(論点)

(ア)「留学生の数」「留学生以外の外国人学生・生徒数」の内数欄を追加

(a) 報告者においてどのような情報に基づき、該当する学生・生徒を把握することを想定しているのか。

(b) 留学生に加えて「留学生以外の外国人学生・生徒」を把握することにより、調査結果の利活用としてどのような内容を想定しているのか。

(c) 各専修学校において、留学生及び留学生以外の外国人学生・生徒について区別して把握することについて、何らかの制度があり、過大な報告者負担が生じないといった背景事情はないか。

(イ) 入学者の出身学校種の把握

(a) 入学者の出身学校種を詳細に把握する行政上の必要性は何か。得られた結果を用いてどのような分析を行うことを想定しているのか。

(回答)

(ア)

(a) 専修学校では、一定程度の社会人も受入れており、就労ビザを持ったまま入学する外国人学生等の把握は可能と考えている。

(b) 専修学校における国際化の推進や社会人の学び直し等の状況を把握するとともに、外国人の戦略的な受入のための検討資料として活用することを想定している。

(c) 留学生及び留学生以外の外国人学生・生徒については、在留資格「留学」を持つ国費留学生、私費留学生と在留資格「留学」を持たない外国人を想定している。入学前に在留カードの写しや就労資格証明書等の書類の写し等の提出を求めているため確認可能と考えている。

(イ)

- (a) 令和6年の第213回国会における学校教育法の改正において、専門学校の入学資格が大学と同等になったこと、新たに設けられた専攻科についても入学資格に基づき出身学校種別の入学状況を把握することとしている。得られたデータについては、入学状況の傾向を踏まえた教育の在り方等への検討資料とするとともに、教育モデルの構築等に向けて必要な施策に活用することを想定している。

(変更内容)

⑥ 卒業後の状況に関する把握内容の見直し

(論点)

(ア) 高等学校における卒業者の区分の追加

- (a) 「外国の学校等」の定義は何か。外国に所在する学校という意味か。国内に所在する外国資本が経営する学校も含むのか。また、「等」は何を指すのか。
- (b) 「進路未決定者」とは具体的にどのような者を指すのか。「進学準備中」や「就職準備中」とどのように区分するのか。また、「その他」とは、具体的に、どのような場合をいうのか。「進路未決定者」と「その他」の違いは何か。
- (c) 高校教育改革に関する基本方針における「高校卒業段階の進路未決定者」とは、高校卒業段階で、進路が定まっていない者を広く包摂する概念であると考えられるが、本調査において、これを「進学準備中」「就職準備中」「進路未決定者」と細分して回答を求める必要性としてどのようなものがあるか。
- (d) 様式第30号の大学の卒業後状況調査票においても類似の調査事項があるが、当該項目の調査結果を確認したところ、直近の令和6年度及び7年度調査においては、全体の7%程度である「左記以外の者」のうち、「その他」欄の回答比率が5割を超えている状況がみられる。今回の調査事項の見直しにおいても同様に「その他」欄の回答比率が大きくなる傾向となることが危惧されるが、結果の利活用において支障は生じないか。また、大学の調査結果を見ると、それぞれの内訳の精度に問題がないとの認識でよいのか。

(イ) 中学校調査票における併設先又は連携先の高等学校への入学志願者数の削除について

- (a) 中学校調査票における併設先又は連携先の高等学校への入学志願者数について、近年の調査結果の利活用状況はどのようなものか。
- (b) 当該項目を削除した場合であっても中高一貫教育校への進学動向の把握に支障は生じないか。

(回答)

(ア)

- (a) 「外国の学校等」とは、主としては、外国に所在する正規の高等教育機関相当の学校のことを指している。この中には、海外大学等の日本校も含まれる。また、「等」は、外国の

正規の高等教育機関ではない機関（たとえば、外国に所在する語学学校等）を指している。
たとえば、外国に所在する正規の高等教育機関に進学することを前提に、一時的に語学学校等に通うケースを想定している。

(b) 「進学準備中」は、高等教育機関への進学に向けて準備を行っている者、「就職準備中」は、求職中の者や国家資格試験等の準備中である者を指している。「進路未決定者」は、高等学校卒業後、これら進学や就職に向けた準備等を行っていない、いわゆるニートの状態にある者等を指している。

また、「その他」は、子育て・家事に従事する者、親族等を介護・看護する者、病気やケガで療養中の者、更生施設や刑務所に入所中の者等を指しており、これらの者は「進路未決定者」ではなく「その他」として回答いただくことを想定している。

いずれについても、高校卒業時点において、進路指導の中で、当該生徒の進路に関する意思が定まっているかで判断いただくことを想定している。

(c) 高校教育改革に関する基本方針における「高校卒業段階の進路未決定者」は、高等学校卒業の時点において進路が定まっていない者を広く包摂しているのではなく、進学希望先や就職希望先が決定していない者のことを指している。これは、基本方針に示した「視点3 一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保」の達成度を測る指標として、生徒一人一人が目的を持って高校卒業後の進路が選択できる環境が整備されているかを確認するものである。このため、「進学準備中の者」「就職準備中の者」「進路未決定者」「その他」に細分化して調査を行い、各学校においても、各生徒の卒業時点における状況の把握を求めるものである。

(d) 大学の卒業後の状況調査票における「左記以外の者」のうち「その他」については「家事手伝い」を行う者も含まれていると定義しているため、5割を若干超えていることも含め、内訳の精度については特段の支障はない。また、高校段階の調査票においては、これまで「左記以外の者」の内訳が全く把握できない状況であったことから、それらを細分化するために調査項目を見直すものであり、結果として「その他」の回答比率が大きくなった場合でも支障はないと考えている。なお、たとえば「進学準備中の者」については、大学卒業後よりも高校卒業後の方が多い傾向にあると思われる、大学の調査結果と同様の傾向にならないのではないかと考えている。

(イ)

(a) 志願者数については、近年、調査結果の利活用実績は確認できない。

(b) 本項目はあくまで志願者数であり、入学者数は別途調査していることから、進学動向の把握に支障は生じない。なお、併設型の中高一貫校については、そもそも入学者選抜を実施しないこととされており、志願者数と入学者数には大きな差は生じないものと考えている。

(変更内容)

⑦ 他調査で詳細を把握することによる項目の削除等

(論点)

(1) 学校調査票（特別支援学校）における理由別長期欠席者数の削除

(a) 今回、本調査の調査事項から削除となる上記事項の代替となる一般統計調査である「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の概要（調査事項、調査周期、調査対象等）について、整理いただきたい。

(b) これらの調査事項を上記一般統計調査に集約した場合、政策的に必要な情報は引き続き把握されるのか、本調査で把握してきた情報との継続性や統計利用上の支障は生じないか、整理いただきたい。

(2) 学校調査票（大学、大学院、短期大学、高等専門学校）における休学者数の削除

(a) 今回、本調査の調査事項から削除となる上記事項の代替となる調査等の概要（調査事項、調査周期、調査対象等）について、整理いただきたい。

(b) これらの調査事項を代替情報で把握する場合、政策的に必要な情報は引き続き把握されるのか、本調査で把握してきた情報との継続性や統計利用上の支障は生じないか、整理いただきたい。

(3) 学校調査票（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校）及び学校通信教育調査票（高等学校）における学校図書館事務員に係る項目の削除

(a) 今回、本調査の調査事項から削除となる上記事項の代替となる調査等の概要（調査事項、調査周期、調査対象等）について、整理いただきたい。

(b) これらの調査事項を代替情報で把握する場合、本調査で把握してきた情報との継続性や統計利用上の支障は生じないか、整理いただきたい。

(回答)

上記（1）～（3）について、それぞれ以下のとおりです。(a)については、いずれも1. 調査名、2. 調査事項、3. 調査周期、4. 調査対象を整理しました。

(1) 学校調査票（特別支援学校）における理由別長期欠席者数の削除

(a)

1. 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
2. 特別支援学校における年度間の理由別長期欠席の状況
3. 毎年
4. 全国の国公立特別支援学校

(b) 「理由別長期欠席者数」については、今回削除する項目と完全一致する定義の調査項目が追加される見込みであることから支障はありません。(補足として、特別支援学校以外の学校種では、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において平成 27 年度から代替できています。)

(2) 学校調査票（大学、大学院、短期大学、高等専門学校）における休学者数の削除

(a)

1. 学生の中途退学者・休学者数調査
2. 高等教育機関における休学者数・休学理由等
3. 毎年
4. 全国の国公立大学（院）、短期大学、高等専門学校

(b) 休学者の対象期間は削除予定の学校基本調査では「5 月 1 日時点」であり、代替する調査では「前年度の 4 月 1 日～3 月 3 1 日」であることから年度を通じた休学者数を把握できる、より網羅性の高い後者を活用しているため支障ありません。

(3) 学校調査票（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校）及び学校通信教育調査票（高等学校）における学校図書館事務員数の削除

(a)

1. 学校図書館の現状に関する調査
2. 学校司書の配置人数
3. 5 年
4. 全国の国公立小中高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校

(b) 代替する調査における「学校司書」は「学校図書館事務員」と同様の定義であり、学校基本調査では常勤職員数のみを把握しているのに対し、代替する調査においては常勤職員数と非常勤職員数をそれぞれ把握しており、学校図書館に関する施策検討や現状把握においては、より網羅性の高い「学校図書館の現状に関する調査」を活用しているため支障ありません。

2 集計事項の変更

(変更内容)

令和9年度調査における調査事項の変更に先立ち、令和8年度確報から対応する集計事項について、暫定的な取扱いに関する注記を付す（令和8年度限り）。

(論点)

(a) 特別支援学校からの入学者に係る状況について、令和8年度確報から集計結果に反映させるに当たり、その基礎となる附帯調査は十分な回収状況及び精度を確保できる見込みか

(b) 一般統計調査では、各種学校についても調査が行われているが、各種学校についても、令和8年度分の集計において、同様の対応をしないのか。

(回答)

(a) 附帯調査の回収率は100%であり、十分な精度が確保できる見込みです。

(b) 上記②(b)の回答に記載しました通り、附帯調査の集計結果は、令和8年度調査結果の確報の際に、該当の統計表に注書きして、e-Statにおいて公表予定です。

以上